

専決処分の報告について

(機密文書等処理委託業務委託契約において発生した個人情報流出事故に係る示談処理)

1 事故の発生

(1) 事故の概要

令和6年3月21日に、機密文書等処理業務委託契約において、委託事業者が原因と考えられる個人情報の流出事故が発生し、同年4月1日にその事実が発覚した。

(2) 対象者 1名

(3) 流出した個人情報

国民健康保険被保険者証（以下、「被保険者証」とする。）の記載内容

(4) 経過

3月21日（木）

国保年金課及び区内6区民事務所において回収した※、被保険者証及び発行の際に使用する被保険者証の台紙を、委託事業者へ引渡し。

※1月16日～3月20日回収分、約12,400件

3月22日（金）

回収処理済であるはずの被保険者証が拾得物として届いている旨、拾得地である葛飾区の警察署から対象者宛てに連絡。

4月1日（月）

対象者から、被保険者証が拾得されていたことについて区役所窓口で相談があり、流出事故が発覚。

(5) 発生原因

区窓口で回収した被保険者証は、ファスナー付き袋に入れて輸送し、密封した段ボールに入れ鍵付きロッカーで保管している。併せて、区から委託事業者への引渡しの際は、国保年金課職員が立ち会い確認し、輸送中の脱落や盗難を防ぐため、鍵付きの完全密閉車を使用して輸送している。今回の事故発生においても、被保険者証を回収した完全密閉車は委託事業者の処理施設（足立区）に直行したが、処理施設における処理工程で、仕様書に定める「細断等の処理を施し、記載された情報を判別不可能」にするという重要部分の義務が履行されず、判別不可能に出来ていない状態で、焼却

処分場（江東区）に輸送するための塵芥車（じんかいしゃ）に積み込まれた。その際に、油分が保険証に付着し、塵芥車の内壁に張り付いてしまい、焼却処分場に行くも、焼却処分場では落ちずに、塵芥車の内壁に張り付いた状態で、委託事業者の事業所（葛飾区）に戻ってしまい、車を洗車する過程で委託事業者の事業所敷地内に保険証が落下した。

なお、事業所敷地内に落ちた保険証は、委託事業者の職員によって拾われ、最寄りの駐在所に届けたと委託事業者より報告を受けている。

2 専決処分日 令和6年7月8日

3 専決処分の内容

区は、本事故により対象者が負担した個人信用情報機関への登録費用及び拾得物受取のための交通費を対象者に支払うこととし、7月17日、示談書を取り交わした。

4 示談金額 金2, 160円